2019-20年度奉仕プロジェクト特別会計支援金申請要項

国際ロータリー第2680地区

奉仕プロジェクト特別会計委員会

**1.支援金制度の目的**

この支援金制度は、当地区（以下「地区」という）の「奉仕プロジェクト特別会計運用規定」に則り、地区の独自財源（奉仕プロジェクト特別会計）により多様な奉仕プロジェクトの実施を支援し、以て地区における奉仕活動を活性化させることを目的とします。

**2.申請資格**

支援金を申請できる者（申請団体）は、次の①～③とし、申請責任者（以下「プロジェクト責任者」という）は、次の通り（役職はプロジェクト実施年度のもの）とします。プロジェクト責任者は、支援金の申請並びに授与された支援金の管理・報告について全責任を負います。

1. 地区内ロータリークラブ（以下「クラブ」という）　→プロジェクト責任者は、クラブ会長
2. 地区委員会　→プロジェクト責任者は、代表幹事または地区委員長
3. 地区内グループ　→プロジェクト責任者は、ガバナー補佐

**3.支援対象と支援額**

支援対象となるプロジェクトは次の①～③の3タイプとし、各支援額は次の通りとします。

タイプ２・３については、国内外で実施する幅広い分野・内容の活動を対象とします。

但し、全タイプとも、健全な資金管理を実証できること、プロジェクトが適切に管理運営されること、プロジェクト終了後2ヶ月以内に最終報告書を提出できること、が条件となります。

1. タイプ１：ロータリー財団補助金プロジェクト

(a)地区補助金プロジェクト（奉仕プロジェクト、VTT、地区奨学金タイプ２）

→プロジェクト予算総額のうち100万円を超える金額の50％以内で最大50万円

(b)グローバル補助金プロジェクト（人道的プロジェクト、VTT、グローバル奨学金）

→プロジェクト提唱者（クラブ／地区）による現金拠出金の50％以内で最大50万円

1. タイプ２：タイプ１以外で、クラブが独自に企画運営する奉仕プロジェクト（※複数クラブの協同提唱を含む）

→予算総額の50％以内で最大50万円

1. タイプ３：タイプ１・２以外の奉仕プロジェクト（例：クラブ以外の者―地区委員会、地区内グループ、インターアクト、ローターアクト、学友、被災地団体等―が企画運営する事業への資金援助）

→最大100万円

**4.プロジェクト実施時期**

　プロジェクトは随時実施可としますが、支援金の授与とプロジェクトの実施・報告は原則として本年度内に完了するものとします。それが無理な場合は、その旨を申請時に申告してください。

**5.申請書類と申請方法**

　申請団体は、プロジェクト実施（開始）予定日の2ヶ月前までに、地区所定の「奉仕プロジェクト特別会計支援金申請書」に次の①～③を添えて、ガバナー事務所にメール（データ）で提出してください。

①プロジェクト概要書（※事業趣旨・計画が分かる資料で様式自由）

②見積書ほか予算内訳の価額の根拠となる資料

③予算書（※必要に応じて）

**6.協同提唱**

　プロジェクトが複数団体による協同提唱となる場合は、代表する1団体が申請し、申請に伴う責任は当該団体のプロジェクト責任者が負います。

**7.申請審査と支援額の決定**

申請の審査と支援額の決定は、地区の奉仕プロジェクト特別会計委員会（以下「委員会」という）が（※３.①タイプ1については、地区の補助金小委員会の審査後に）行います。

**8.申請期限**

申請は、期限を設定せずに、ガバナー事務所にて随時受理します。

但し、本年度の支援金の使用見込額が、委員会が設定した本年度の予算に達した時点で、申請受付を終了します。

**9.報告書類と報告方法**

申請団体は、プロジェクト終了後2か月以内に、地区所定の「奉仕プロジェクト特別会計支援金報告書」に次の①～④を添えて、ガバナー事務所にメール（データ）で提出してください。

①プロジェクト成果報告書（※実施内容・成果が分かる資料で様式自由）

②領収書ほか支出決算内訳（使途・金額）に係る証憑・資料

③申請時予算と金額が大きく異なる場合は、その事由の説明書

④決算書（※必要に応じて）

**10.返金**

プロジェクト支出決算額が申請時予算に比して著しく減額した場合、または申請と異なる趣旨で支援金が使用された場合、委員会の判断・指示により、申請団体は相応の支援金を地区（奉仕プロジェクト特別会計口座）に返金することとします。（返金時の振込手数料は、申請団体の負担とします）